

# 令和8年度熊本県阿蘇家畜保健衛生所獣医師等嘱託員(豚熱防疫業務)

## (獣医師・畜産職・臨床検査技師・理化学系)募集案内

### 1 職　名

熊本県家畜保健衛生所獣医師等嘱託員 (豚熱防疫業務)

(獣医師、畜産職・臨床検査技師・理化学系)

### 2 職務内容

豚熱防疫対策業務全般 (変更の範囲) 変更なし

- ①飼養衛生管理者の登録、農場認定、ワクチンの使用許可の更新手続
- ②ワクチンの受渡し、返却確認事務
- ③ワクチン継続接種又は補助
- ④農場での採材補助
- ⑤検査業務、検査結果の分析及び報告事務
- ⑥病性鑑定時の解剖補助及び検査材料の採材補助

### 3 採用予定人数

1人

### 4 勤務条件

- (1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任用期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。（更新回数は2回を上限）

- (3) 勤務地：阿蘇家畜保健衛生所（阿蘇市一の宮町宮地2639-1） 1人
- (4) 勤務時間：1日の勤務時間は6時間又は5時間とし、午前8時30分から午後5時15分までの範囲で所属長が定める。  
※1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内

- (5) 休憩時間：12:00～13:00

- (6) 休日等：熊本県の休日を定める条例第1条に定める県の休日とする

- (7) 休暇等：年次有給休暇 あり（6ヶ月間継続勤務した場合）

※その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等）あり

(8) 報酬等：①報酬日額	獣医師	6時間	13,802円～12,925円
		5時間	11,502円～10,771円
	畜産職	6時間	8,811円～7,428円
		5時間	7,342円～6,190円
	臨床検査技師	6時間	9,286円～8,796円
		5時間	7,738円～7,330円
	理化学系	6時間	8,811円～7,428円
		5時間	7,342円～6,190円

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 6ヶ月期：最大1,2625月、12ヶ月期：最大1,2625月

④勤勉手当 6ヶ月期：最大1,0625月、12ヶ月期：最大1,0625月

※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）

※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各

種手当に相当する報酬の支給額は除く。) に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。(勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。)

- (9) 社会保険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによります。
- (10) 公務災害等補償等：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによります。
- (11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1ヶ月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (12) 地方公務員法の適用  
：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。  
・服務の宣誓  
・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務  
・信用失墜行為の禁止  
・秘密を守る義務  
・職務に専念する義務  
・政治的行為の制限  
・営利企業への従事等の制限(パートタイム勤務の者を除く)等

- (13) 退職に関する事項  
：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例によります。

## 5 受験資格

- (1) 獣医師の資格を有する者  
(2) 大学又は高等学校等において畜産関係の科目を履修し卒業した者  
又は畜産関連業務に2年以上勤務した経験のある者、若しくはこれに準ずる者  
(3) 臨床検査技師の資格を有する者  
(4) 理化学系大学を卒業した者

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

## 6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

## 7 試験日程等

- (1) 日 時:令和8年2月17日(火)  
(2) 合格発表:試験後1週間以内に電話で通知します。

## 8 応募方法

- ・応募者は、令和8年2月10日(火)までに、「採用試験申込書」を阿蘇家畜保健衛生所へ持参又は郵送してください。(ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークの「紹介状」を添付してください。)
- ・持参の場合、受付時間は、平日 8:30~17:00 までです。
- ・郵送の場合、必ず特定記録郵便としてください。
- ・一定数の応募者があった場合は、上記期間内であっても申込みを締め切ります。

【連絡先】

・阿蘇家畜保健衛生所 〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 2639-1  
担当：前淵（まえぶち） 電話 0967-22-0041